

全国交通安全運動 ロジックモデル

事業の目的：本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
予算額 【29年度】6.5 【28年度】6.5 (単位:百万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施の際の重点項目等を定める推進要綱の策定 ・地方公共団体等の取組促進 ・運動実施のためのポスター及びチラシの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国交通安全運動中、地方公共団体において以下のような取組が実施されている。 開始式等のイベント 交通安全教室 街頭指導 テレビ、新聞等を活用した広報 	【初期】 <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動の認知率の向上 【中期】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の交通安全意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通事故死者数及び死傷者数の減少
		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター等の作成枚数 (平成30年春)1,074,500枚) 加えて、地方公共団体も独自にポスター等を作成している。 (参考) 上記と共に、関係省庁・関係団体等において、多角的に取組を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・春・秋の全国交通安全運動などの普及啓発活動を行っていることを知っている人の割合 (平成30年2月)70.6%) ・春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合 【目標】70%以上 【実績】(平成30年2月)44.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通事故による死者数 【目標】平成32年までに2,500人以下 【実績】(平成29年)3,694人 ・道路交通事故による死傷者数 【目標】平成32年までに50万人以下 【実績】(平成29年)584,541人

手段と目標の因果関係に関する検討の結果

全国交通安全運動を毎年継続して実施することにより、交通安全意識が向上し、その結果、交通事故の減少に寄与しているものと考えられる。ただし、交通事故死者数等については、道路交通環境の整備等その他の交通安全に関する政策の寄与も大きいと考えられる。

【1】課題把握・目標設定

- ・ 平成 28 年 3 月に策定された第 10 次交通安全基本計画では、「道路交通の安全についての目標」として、平成 32 年までに 24 時間死者数を 2,500 人以下、死傷者数を 50 万人以下とする目標を掲げている。現状（平成 29 年の実績値）は、死者数 3,694 人、死傷者数 584,541 人であり、目標の達成に向けて、更なる取組が必要。
- ・ 交通事故死者数の削減のためには、様々なアプローチが考えられるが、交通安全対策における国の講ずべき施策として、交通安全対策基本法では、「交通環境の整備」、「車両等の安全な運行又は運航の確保」等に加え、「交通の安全に関する知識の普及等」があげられており、基本計画の目標達成のために、交通の安全に関する広報活動の充実などにより知識を普及させていくことも重要と考えられる。

【2】政策手段の比較・検討

- ・ 交通安全に関する知識の普及のためには、
 - (A) 全国交通安全運動
 - (B) 特定の地方公共団体単独での講習会
 - (C) 高齢者等の特定の年齢層、グループに応じた交通安全教育（セミナー、講習会等）という政策手段が考えられる。
- ・ (A) 全国交通安全運動は、伝達する情報は総論的な内容となるが、民間団体も含めた様々な団体と協力して活動することにより少ないコストで多くの国民へメッセージを伝えることができる。また、情報のやり取りは発信者から受け手への一方向となる。
- (B) 特定の地方公共団体単独での講習会は、その地域の課題等に応じた情報のある程度の人数に対して伝達することができる。また、質疑応答等により、ある程度情報のやり取りを双方向に実施することも可能。
- (C) 高齢者等の対象ごとに応じた交通安全教育は、参加人数に限りがあるが、それぞれの受講者の特性に応じた適切な情報を伝えられる。また、講師と受講者等の双方向の意見交換が可能である。

それぞれの政策手段に上記のような性質があり、組み合わせて実施していくことが効果的と考えられる。

【3】手段と目標の因果関係の検討

- ・ 全国交通安全運動を毎年継続して実施することにより、交通安全意識が向上し、その結果、交通事故死者数の減少に寄与しているものと考えられる。ただし、交通事故死者数等については、道路交通環境の整備等に関するその他の政策の寄与も大きいと考えられる。
- ・ 【2】のとおり、交通安全知識の普及には様々な手段が考えられるが、全国交通安全運動については、関係府省庁で構成される交通対策本部が置かれており、地方公共団体や民間団体等の関係機関と密に連絡調整を行っている内閣府が実施することが最も効率的だと考えられる。その他の手段も交通安全知識の普及には寄与するが、内閣府においては全国交通安全運動を実施することが適切と考えられる。

【4】効果の測定

- ・ 「春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合」が 44.7%となり、目標値(70%)は達成できていない。なお、「春・秋の全国交通安全運動などの普及啓発活動を行っていることを知っている人の割合」は 70.6%であり、周知については一定の成果が出ている。
- ・ 今後の対策を検討するにあたり、目標値が達成できていない原因を精査したい。

全国交通安全運動について

1 目的

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること

2 経緯

昭和23年開始。平成30年春で140回目。

3 主催、協賛

(1) 主催

- ・国（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）
- ・地方公共団体（都道府県、市区町村）
- ・その他関係団体（独立行政法人自動車技術総合機構など13団体）

(2) 協賛

- ・関係民間団体 151 団体

4 回数及び期間

「全国交通安全運動の推進委に関する基本方針について」（H12. 12. 26 中央交通対策会議決定）に基づき、毎年、春と秋の2回実施。

春：4月6日～4月15日、秋：9月21日～9月30日

平成30年春の交通安全運動



内閣府

ポスター



内閣府

チラシ